

令和8年3月24日

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「大郷町職員の懲戒処分に関する指針」に基づき公表します。

記

1. 懲戒処分を受けた職員の所属、職名及び年齢
教育委員会 課長補佐級 50歳
2. 懲戒処分の原因となった事件、事故等の概要
本件については、令和6年度及び令和7年度の公民館分館長への費用弁償について、支払い事務を怠り未払いとなっていたもの。
このことにより、懲戒処分を行ったもの。
3. 懲戒処分の内容及び処分年月日
減給10分の1（6か月） 令和8年3月23日
4. 備考
当該処分に関連し、管理監督者責任で当時の上司の課長級職員（53歳）を訓告処分とした。